

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年10月17日

1. 執行機関の別	2: 教育委員会
2. 都道府県名	東京都
3. 市区町村名	青梅市
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	113-3-1(2)
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://www.city.ome.tokyo.jp/soshiki/7/1494.html

執行機関名 青梅市教育委員会

知事等(教育委員会)が行う就学援助に関する事務(小学校・中学校向け、ただし医療費は除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	経済的理由によって就学困難な児童または生徒にかかる就学の援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務にかかるものを除く。)であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		青梅市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律にもとづく個人番号の利用および特定個人情報の提供に関する条例 別表第一第12の項 経済的理由によって就学困難な児童または生徒にかかる就学の援助に関する事務(法別表第1の27の項に掲げる事務にかかるものを除く。)であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	青梅市就学の援助に関する規則(平成16年3月25日教育委員会規則第9号)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができることとすることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第1条 この規則は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第19条に規定する経済的理由により就学困難と認められる学齢児童(以下「児童」という。)および学齢生徒(以下「生徒」という。)の保護者に対し、就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律(昭和31年法律第40号)および同法施行令(昭和31年政令第87号)にもとづき就学に必要な援助(以下「就学援助」という。)を行うため、必要な事項を定めることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		青梅市就学の援助に関する規則(平成16年3月25日教育委員会規則第9号)